



# 第1章



## 人権教育の推進について

### 栃木県の人権教育の取組

#### 1. 基本方針

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県教育振興基本計画2020—教育ビジョンとちぎ—」に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4.1 施行）、「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」などの趣旨を踏まえ、県内すべての学校、すべての地域において人権教育を推進しています。

#### 栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会  
平成13年11月6日決定  
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

## 2. 人権教育の目的と内容



人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味しています。

本県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とし、教育活動全体をとおして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。

### 人権尊重の精神の涵養

#### 三つの内容

##### 豊かな人間性

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心や感受性、正義感や公正さを重んじる心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

##### 【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動の充実を図ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるような環境整備に努めます。
- ☆ 学習者同士の交流が深まるようにします。

##### 人権意識

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

##### 【社会教育では…】

- ☆ 様々な人権問題を扱った学習機会を意図的・計画的に実施します。その際、学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情などを踏まえた課題を取り上げるようにします。

##### 人権が尊重された雰囲気や環境

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

- ☆ 一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成し、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるように、常に配慮します。（「認められている」、「公平に扱われている」、「主体的に参加できる」、「居心地が良い」といった雰囲気が生まれるように。）

※ 詳細については、「人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）参照

### 3. 社会教育における人権教育



#### 人権教育の推進のポイント

人権尊重の精神を涵養していくためには、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動を通じ、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育むことや人権意識を高めていくことが必要です。また、直接、人権をテーマとした事業だけでなく、高齢者対象事業や青少年教育事業、家庭教育支援事業等についても、人権の視点から見直し、「三つの内容」と関連付けて取り組んでいくことが大切です。

社会教育における人権教育では、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設するなど、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、学習者の主体的な学習を促すことで、人権尊重の理念について理解を深めることが大切です。

#### 参加体験型の学習方法

社会教育における人権教育の具体的な学びの方法としては、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがありますが、本資料では、「参加体験型」を取り上げています。学習者を主体とし、体験などを取り入れた手法で、学習者が積極的に他者の意見や発想から、気づき、学びあい、最後にふりかえりをするという学習過程から得られる自らの学びを大切にします。つまり、気づきとコミュニケーションを大切にしたい手法と言えます。

#### ○参加体験型（ワークショップ）の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素○

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（概念、考え方）のもと、原則としてアイスブレイキング、メインアクティビティ（中心となる活動）、ふりかえりの三つの要素で構成されます。

